

中津川・塩尻・木曾・下伊那広域連携 SDGs 推進協議会  
持続可能なスロートゥリズム構築事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

持続可能なスロートゥリズム構築事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、中津川・塩尻・木曾・下伊那広域連携 SDGs 推進協議会を構成する 2市3町4村※の特色を活かした広域観光プロモーションにより、持続可能な観光圏域を確立するとともに、自然、歴史、文化等の魅力ある地域固有の共通資源を最大限活用して、リニア時代に備えた持続可能なスロートゥリズムを構築することを目的とする。

※岐阜県中津川市、長野県塩尻市、長野県木曾郡上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、玉滝村、大桑村、長野県下伊那郡阿智村

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日

4 業務内容

(1) デジタル広域観光マップの作成・活用事業

観光施設や観光スポットをデジタルマップ上に示し、圏域内の観光情報を地理的に案内するとともに、利用者・観光客の利便性向上及び周遊促進を図るものとする。

① デジタルマップの作成

基本仕様

- ・GPS アプリを活用したものとすること。
  - ・Web ページへのアクセスのみで利用可能であること。
  - ・英語・中国語（簡体字・繁体字）を含む3言語以上に対応した多言語のデジタルマップとすること。事業における多言語対応については契約後協議すること。
  - ・デジタルマップに掲載する情報は、構成自治体の作成しているガイドマップ等に掲載されたスポット情報をベースとし、各スポットの掲載数・情報量については表示方法を含めて提案とする。
  - ・Windows、Mac、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能で、最新版のブラウザ、OS に対応していること。
  - ・作成するデジタルマップの運用にあたって必要な能力を有し、安全性の高いサーバを用意すること。
  - ・システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的に行うこと。
- 又、OS や WEB ブラウザのバージョンアップがあった際は、システム上で随時対

応すること。なお、コンテンツの更新等メンテナンスを含めたランニングコストの概算を示すこと。

#### ②利用促進のプロモーション

- ・作成したデジタル観光マップを周知し、利用促進を図るための効果的なプロモーションを実施すること。

#### ③利用者の行動分析が可能な仕組みの構築

- ・作成したデジタルマップの利用者データ等を活用して、観光マーケティングに生かせるデータ抽出の仕組みを構築すること。

### (2) DX 人材育成及び官民連携による情報発信体制強化

オンラインによる観光関連スポット情報の充実及び発信強化のため、Google「ビジネスプロフィール」(以下、「GBP」という。)を活用し、以下の業務を行うこと。

#### ①オンラインセミナーの開催

対 象：当圏域観光関連事業者(観光・体験施設、宿泊施設、飲食店等)

内 容：圏域内の観光関連各スポット(観光・体験施設、宿泊施設、飲食店等)

のGBP登録状況を調査把握したうえで内容を提案すること。

- ・GBP登録による効果(成功事例の紹介)
- ・効果的な活用方法(マップ検索最適化(MEO)対策等)
- ・その他(必要と思われる項目を提案すること。)

開催回数：2回(2時間程度/回)

- ・セミナー開催にかかる講師謝金、資料作成費等は、本事業費に含めること。
- ・セミナーの様子を録画し、YouTubeで配信すること。ただし、当日参加できなかった事業者への限定配信とすること。

#### ②GBP運用マニュアル作成

- ・GBPの登録や編集、データ分析等を行うための運用マニュアルを作成し、あわせて電子データ(PDF等)で提供すること。

### (3) 圏域内観光周遊スローツーリズム商品造成

公共交通機関の利用など環境に配慮し、自然資源の中で心と身体をリラックスさせる「リトリート型」で、圏域ならではの歴史・文化・体験などを活用したツアーコースの造成を行うものとする。なお、造成にあたって以下の点に留意すること。

#### ①観光スポット等の選定及びツアーコースの造成

- ・デジタルマップの利用者データ等を活用しながら、ターゲット、旅程等を設定すること。

- ・協議会と事前協議の上観光スポット等の選定及びツアーコースを設定すること。
- ・旅程に含まれる構成自治体の観光スポット等の数に偏りがないよう配慮し5コース以上造成すること。
- ・造成したコンテンツを日本語でまとめた資料を作成し、本協議会において二次利用が可能な形式の電子データ（PDF等）で提出すること。

※造成した商品の販売については令和7年度以降に行うものとする

#### ②モニターツアーの実施

上記(3)①で作成したコースに基づきモニターツアーを行うこと。なお、実施にあたっては以下の点に留意すること。

- ・モニターツアー参加者は、設定するターゲットに合った旅行会社等、本業務の目的と関連する事業者1社以上とし、受注者が選定すること。
- ・視察先、関係機関との連絡、調整を行うこと。
- ・移動手段、食事宿泊先、ガイド等、モニターツアーの実施に必要な一切の手配及び運営を行うこと。

#### ③アンケートの実施

- ・モニターツアーの参加者に対してアンケートを実施し、ツアーについての提案、助言を得て、商品のブラッシュアップに活用すること

#### (4) その他

公募型プロポーザルにおける提案事項については、中津川市と受注者の協議により実施方法等を確定する。

### 5 著作権等の帰属

- (1) 委託者が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 本業務により作成された成果物（以下「成果物」という。）に係る所有権、著作権及びその他の権利は委託者に帰属するものとし、委託者による二次利用を可能とする。また、受託者は委託者に対し著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

### 6 成果物の提出

実施した業務の結果に基づき、業務に対する評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等）及び次年度以降の取り組みに向けた報告書を本協議会において二次利用可能な形式にて作成し、令和7年2月28日までに電子データで提出すること。

## 7 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により委託者の承認を得るものとする。

## 8 法令遵守

業務の実施にあたっては、法令を遵守すること。

## 9 損害賠償

受託者の故意または過失により、委託者に損害を与えた場合、受託者は委託者にその損害を賠償しなければならない。

## 10 契約の解除

- (1) 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。
  - (ア) 官庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき
  - (イ) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
  - (ウ) 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき
  - (エ) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (オ) 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
  - (カ) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (2) 委託者又は受託者は、相手方が契約違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

## 11 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や委

託者が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。

- (2) 契約期間満了等に伴い本業務の受託者が変更となる場合、次期契約期間の開始に間に合うよう、受託者は本業務の引継ぎに関する引継書を作成し、当市と次期受託者に対し、説明を行うとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に対応すること。
- (3) 月1回、協議会事務局へ業務の進捗報告等を行うこと。なお、10月の進捗報告時には、上半期の実績及び分析を中間報告としてとりまとめ、下半期の実施計画とともに提出すること。事務局への報告のほか、広域観光部会において（構成2市3町4村の観光部署の担当者向けの）説明会または報告会を事業完了までに1回もしくは2回実施すること。
- (4) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- (5) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときは、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (6) その他仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

## 1 2 事務局

中津川・塩尻・木曾・下伊那広域連携 SDGs 推進協議会 観光部会  
中津川市 商工観光部観光課 担当：藤崎・山本  
〒508-0032 岐阜県中津川市栄町1番1号（にぎわいプラザ4階）  
TEL：0573-66-1111(内線 4272)  
FAX：0573-65-3367  
E-mail：kankou@city.nakatsugawa.lg.jp